

## 病院で死亡した患者の預金の処理

### 【質問】

長期入院中の認知症の患者さんが多額の預金を残して死亡しました。生前、親族や知人等の来院もなく、病院としては連絡先も分からず困っています。

どのように対処したらよいのでしょうか。

### 【回答】

まず、患者の預金について死因贈与契約や遺言があるような場合には、それによって処理されることとなります。死因贈与契約や遺言がない場合には、当該患者の相続人による法定相続が問題となります。

#### (1)相続人がいる場合

死亡した患者に相続人がいる場合には、預金を含めた遺産はすべて相続人に帰属します。したがって、相続人の存在及び所在が判明する場合には、病院としてはその相続人に連絡し、患者の遺産である預金を相続人に引き継げばよいこととなります。その際、病院の医療費等の未払がある場合には、相続人に対し支払を求めることができます。

#### (2)相続人が複数の場合

相続人が複数の場合は、共同相続として相続人全員が法定相続分に応じて相続権を有することとなりますので、預金を一部の人に引き継ぐと紛争のもとになりかねません。必ず、相続人全員の意向を確認したうえで預金を引き継ぐよう注意して下さい。

相続関係の確認のためには死亡した患者の戸籍謄本等によって確認する必要があるため、相続人から提示してもらうことになるでしょうが、病院として調査する場合は弁護士、司法書士等に相続人調査を依頼することもできます。

#### (3)相続人の所在が不明の場合

戸籍謄本等の記載から相続人の存在は明らかであっても、その行方が不明である場合は、不在者の財産管理（民法25条以下）の問題となります。

民法第25条は、従来の住所又は居所を去った者（不在者）がその財産の管理人を置かなかつたときは、家庭裁判所は利害関係人又は検察官の請求によりその財産の管理について必要な処分を命ずることができることと定めており、利害関係人の申立により家庭裁判所が管理人を選任するのが一般的です。

利害関係人とは相続人や債権者等法律上の利害関係を有する者をいいますが、財産管理人の選任によって不利益を受ける者はいないことから、その範囲は広く解されていますので、死亡した患者の預金を保管している病院から申し立てることも可能です。

不在者財産管理人が選任された場合は、病院としては、この財産管理人あるいは財産管理人と他の相続人（相続人複数の場合）を相手として対処すればよいこととなります。

#### (4)相続人が不存在の場合

戸籍謄本等の記載から相続人の存否が明らかにならない場合、一方で相続財産を管理・清算しつつ、他方で相続人を捜索する必要があります。民法は、相続財産の管理・清算等の手続を「相続人の不存在」として、民法951条から959条までに規定しています。

相続人の不存在とは、相続人の存否が不確定であることをいいます。民法951条は「相続人のあることが明らかでないとき」と規定していますが、これは相続人のないことが明らかな場合も含むものと解されています。たとえば、①相続人になるべき人がすべて死亡し、戸籍簿の記載上相続人が存在しない場合、②戸籍簿に記載されている最終順位の相続人が、相続欠格、廃除、相続放棄、同時死亡の推定等の理由により相続権を有しない場合をいいます。

相続人の存否が不確定である場合、利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、遅滞なくその旨を公告します。利害関係人とは、相続財産の帰属について法律上の利害関係を有する受遺者、相続債権者などであり、後述する特別縁故者もこれに含まれると解されています。

管理人選任の公告後2か月以内に相続人の存否が不明であるときは、管理人はさらに2か月以上の期間を定め、相続債権者・受遺者に請求の申出をするべき旨の公告をします。これらの公告はこの間に申し出た、あるいは知っている相続債権者等

に弁済することを目的としており、相続人の捜索を目的とはしていませんが、相続人の出現を促す趣旨も兼ねています。上記の債権申出公告の期間満了後も相続人の存否が不明であるときは、家庭裁判所は相続財産管理人等の請求により6か月を下らない一定の期間内に権利主張する旨の公告をします。権利主張催告の公告は、上記の3つの公告がされ最後の公告に定めた6か月以上の期間が経過してもなお相続人が現れない場合にすべての権利者（相続人、相続債権者等）を失権させたうえ後述する特別縁故者への相続財産分与手続を採ったり、相続財産を国庫に帰属させたりするための前提として、いま一度念のため相続人の捜索を行うことを目的としています。

さらに、民法は、法律上の相続人にはあたらないとしても事実上被相続人と特別の縁故関係を有する者に財産分与を認めることが望ましいという趣旨から特別縁故者への相続財産の分与の制度（958条の3）を設けています。

特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、生計を同じくしなくとも被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者をいいますが、生計同一、療養看護というのは例示にすぎず、いかなる者を特別縁故者とするか、また、その分与の額、割合をどうするかについては家庭裁判所の裁量的判断によることとなります。